

「厚生労働食堂 霞が関店」における受動喫煙を防止するための措置について

厚生労働商事株式会社

今回「厚生労働食堂 霞が関店」に設置する屋外喫煙所は、以下のとおり、受動喫煙防止対策助成金交付要領の第5の1の(2)に定める要件を満たすよう設計されたものであることを申し出ます。

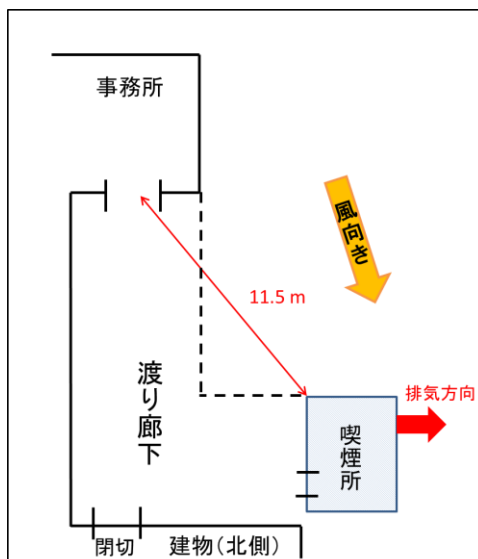
添付資料で構造がわかるものがあれば、記載してください。

1. 屋外喫煙所の構造

別添資料〇のとおり、出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどない構造の設計となっている。

2. 屋外喫煙所と事業場内の建物との位置関係等

下図のとおり、屋外喫煙所の排気方向は建物のある方向の反対側であり、直近の建物の出入口が屋外喫煙所から見て風下側になく、また、屋外喫煙所と直近の建物の出入口が十分離れていると考えられる。



図中には下記事項がわかるように示してください。

- ・建物と喫煙所の位置関係
- ・喫煙所の出入口
- ・喫煙所からの排気方向
- ・平均的な風向き（不安定な場合はその旨記載）
- ・屋外喫煙所と直近の建物の出入口の距離

3. 屋外喫煙所における排気について

(記載例その1)

排気装置としてラインファン（Z社製 型式名：MDK-39AD 処理風量：1,200 m³/h）を1機設置し、排気はダクトを通じて地上〇mから屋外に排出している。

(記載例その2)

排気装置としてラインファン（Z社製 型式名：MDK-39AD 処理風量：1,200 m³/h）を1機設置し、当該排気口には空気清浄装置（H社製 型式名：除じん能力：0.3 mmの粒子について95%以上）を設置している。

以上により、出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないよう設計されていると判断できる。